

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第 8 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和 6 年大阪広域水道企業団管理規程第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、<u>大阪広域水道企業団水道企業条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める水道事業（岸和田水道事業、八尾水道事業、富田林水道事業、柏原水道事業及び高石水道事業を除く。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成 29 年大阪広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （工事費の算出方法） 第 11 条 （略） （１）～（３） （略） （４） <u>道路復旧費</u>は、道路管理者が定める復旧方法に要する費用とする。ただし、仮復旧を必要とする場合については、その額を加算する。 （５） （略） （私設消火栓） 第 16 条 （略） <u>2 私設消火栓の使用時間は、前項の消防の演習 1 回につき 5 分以内とする。</u>	（趣旨） 第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成 29 年大阪広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （工事費の算出方法） 第 11 条 （略） （１）～（３） （略） （４） <u>道路復旧</u>は、道路管理者が定める復旧方法に要する費用とする。ただし、仮復旧を必要とする場合については、その額を加算する。 （５） （略） （私設消火栓） 第 16 条 （略）

(料金及び使用料)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 条例別表第2第3項の企業長が定める額は、2,858円とする。

(使用水量の端数処理)

第20条 (略)

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、計量をした日の属する月(以下「計量月」という。)の前月分の端数を切り上げ、計量月分の端数を切り捨てる(千早赤阪水道事業においては、計量月分の前月分の端数を切り捨て、計量月分の端数を切り上げる)ものとする。

3 (略)

第23条 (略)

(企業長が定める加入金の額)

第23条の2 条例別表第3第10項の企業長が定める額は、次のとおりとする。

<u>メーターの口径</u>	<u>金額</u>
200ミリメートル	円 28,170,000
250ミリメートル	48,570,000
300ミリメートル	76,770,000
350ミリメートル	112,590,000
400ミリメートル	157,230,000
450ミリメートル	211,290,000
500ミリメートル	274,680,000

(料金等の徴収方法)

第31条 (略)

2 加入金、手数料その他条例に規定する費用(以下「加入金等」という。)の納付は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(料金及び使用料)

第19条 (略)

2・3 (略)

(使用水量の端数処理)

第20条 (略)

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、計量をした日の属する月(以下「計量月」という。)の前月分の端数を切り上げ、計量月分の端数を切り捨てる(河南水道事業及び千早赤阪水道事業においては、計量月分の前月分の端数を切り捨て、計量月分の端数を切り上げる)ものとする。

3 (略)

第23条 (略)

(料金等の徴収方法)

第31条 (略)

2 加入金、手数料その他条例に規定する費用(以下「加入金等」という。)の納付は、納入通知書による払込みとする。

- (1) 納入通知書による払込み
- (2) その他企業長が認める方法

(料金等の納期限等)

第32条 料金及び使用料の納期限は、次の各号に掲げる水道事業の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、納期限を別に定めることができる。

- (1) 藤井寺水道事業及び四條畷水道事業 大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号。以下「会計規程」という。）第20条第1項に規定する収入の調定を行った日の属する月（以下「調定月」という。）の翌月の18日
- (2) 泉南水道事業及び太子水道事業 調定月の翌月の23日
- (3) 大阪狭山水道事業及び豊能地域水道事業 地区に応じて調定月の翌月の18日又は28日
- (4) 忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業及び河南水道事業 調定月の翌月の28日
- (5) 阪南水道事業 計量月の翌月の末日
- (6) 岬水道事業 計量月の前月分は計量月の翌月の末日、計量月分は計量月の翌々月の末日
- (7) 千早赤阪水道事業 計量月の翌月の28日。ただし、料金を1月分ずつ徴収する地区においては、計量月の前月分は計量月の28日、計量月分は計量月の翌月の28日

2 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により料金及び使用料を納付する場合の口座振替日は、次の各号に掲げる水道事業の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が会計規程第

(料金等の納期限)

第32条 料金及び使用料の納期限は、大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第20条第1項に規定する収入の調定を行った日の属する月の翌月の同日（その日が同規程第21条第3項に規定する日曜日等（以下「日曜日等」という。）に該当する場合にあっては、これらの日の翌日）とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、納期限を別に定めることができる。

21条第3項に規定する日曜日等（以下「日曜日等」という。）に該当する場合にあっては、その翌日とする。

(1) 藤井寺水道事業及び四條畷水道事業 調定月の翌月の18日

(2) 泉南水道事業及び太子水道事業 調定月の翌月の23日

(3) 大阪狭山水道事業及び豊能地域水道事業 地区に応じて調定月の翌月の18日又は28日

(4) 忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業及び河南水道事業 調定月の翌月の28日

(5) 阪南水道事業 計量月の翌月の17日

(6) 岬水道事業 計量月の前月分は計量月の翌月の28日、計量月分は計量月の翌々月の28日

(7) 千早赤阪水道事業 計量月の翌月の28日。ただし、料金を1月分ずつ徴収する地区においては、計量月の前月分は計量月の28日、計量月分は計量月の翌月の28日

3 加入金等の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目に当たる日（当該日が日曜日等に該当する場合にあっては、これらの日の翌日）とする。

2 加入金等の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日（当該期間の末日が日曜日等に該当する場合にあっては、これらの日の翌日）を経過した日とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。